

令和7年 網走市議会
文教民生委員会会議録
令和7年12月5日(金曜日)

○日時 令和7年12月5日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第3号 網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
3. 議案第4号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
4. 議案第5号 斜網地区廃棄物処理組合の設立について
5. 報告第1号 令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告についての所管分
6. 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置求める意見書提出要請
7. 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書提出要請
8. OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書提出要請

(7.9.5継続審査)

○出席委員(7名)

委員長	古田純也
副委員長	栗田政男
委員員	金兵智則 里見哲也 永本浩子 平賀貴幸 古都宣裕

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三 (市民環境部長)
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
市民活動推進課長	田中靖久
戸籍保険課長	渡邊真知子
戸籍保険課参事	小沼麻紀
廃棄物処理広域化推進室参事	寺口貴広
廃棄物処理広域化推進室参事	田中正幸
廃棄物処理広域化推進室参事	松井直之
健康推進課長	坂上貴幸
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明
介護福祉課長	小沼寛人
子育て支援課長	岩本純一
建築課長	小原功

教育長	木野村寧
学校教育部長	高橋善彦
社会教育部長	伊倉直樹
学校教育課長	里見達也
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	本橋洋樹
総務議事係長	和田亮
総務議事係	山口諒

○欠席委員(0名)

○議長 松浦敏司

○委員外議員(1名) 村椿敏章

○傍聴議員(2名) 深津晴江
山田庫司郎

午前10時00分開会

○古田純也委員長 ただいまから、文教民生委員会を開催いたします。

本日の委員会では、付託されました議案4件、報告1件、要請2件、継続審査となっている要請1件について審査します。

それでは、まず初めに、議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、高齢者福祉費、後期高齢者医療療養給付費負担金について説明を求めます。

○小沼紀戸籍保険課参事 議案資料1号、13ページを御覧ください。令和7年度一般会計、高齢者福祉費補正予算につきまして、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容ですが、令和6年度の療養給付費の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金216万9,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額についてですが、歳出予算の表に記載のとおりで、補正額の財源は、全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定中、市民環境部所管分について、議案第1号中、債務負担行為補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、古都委員の退席を求めます。

[古都委員 退席]

○田中靖久市民活動推進課長 議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。議案資料25、26ページ、資料4号を御覧願います。

資料にありますコミセン6施設、住民センター2施設、郊外の5集会施設につきましては、地域住民による管理を予定し、地域活動の拠点として設置していることから、地域の人で組織する団体へ非公募として、また、指定管理期間については、郊外施設については、基本的に区会・町内会の集会施設になっていることから、区会・町内会以外の指定管理者も現実的ではないこと、更新の事務負担を考慮し、指定管理期間を6年間とし、コミセン6施設、住民支援センター2施設は、これまで同様、指定管理期間を3年間として指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、各施設の管理委託料は、コミセン、住民センターは3年間分、郊外集会施設は6年間分を管理委託料債務負担限度額とし、金額については、資料に記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 御説明をいただいたのですが、市

内コミセン、住民センターであれば3年間、郊外は6年間ということでありましたけれども、3年前、6年前と比べて間違いなく管理委託料は上がっているのだというふうに思いますけれども、どれぐらい上がっていますか。ざっくり、割合でも何でも。お示しできる形でいいのですが、どうでしょうか。

○田中靖久市民活動推進課長 コミュニティセンターにつきましては、例えば南コミュニティセンターの単年度の比較になりますが、令和7年度の委託料額と、令和8年度、これから債務負担の委託料額を単年度で比較しますと、104万3,000円増額となっております。ほかのコミセンについても、ほぼ近い額の増額になっておりまして、全8施設合わせまして959万9,000円の増となっております。それから、郊外の5施設につきましては、施設によって差額はあるのですが、大体9万2,000円前後の増額となっております。

○金兵智則委員 郊外施設は、思ったほど多くないというのは、何か使用料というか、使用する割合の問題なのか。市内でいえば、それなりに大きい額が上がってきてているというふうに思いますけれども、その辺の理由と差異というのはどんなふうに見ればいいですか。

○田中靖久市民活動推進課長 コミセン、住民センターにつきましては、委託料の積算の内訳として、施設管理人の人件費が大きな部分占めておりまして、人件費の単価の上昇に伴って増えている部分が大きくなっています。郊外施設につきましては、そういった管理人を配置しておりませんので、光熱費であるとかそういった部分の上昇分ということで少なくなってございます。

○金兵智則委員 わかりました。市内でいっても、人件費のほかにも光熱費の値上がりというのも多分、アップのほうには入ってるんだというふうに思うんですけども、それこそCの欄の収入といえばいいのですかね、この部分がどんなものがあるのか簡単でいいので教えていただきたいのと、各コミュニティセンターによって増減が多いような気がするのですよね。増えているところ、減っているところ、大幅に減っているところがあるのですけれども、その辺の理由は簡単に説明いただけますか。

○田中靖久市民活動推進課長 コミュニティセンター、住民センターのその他の収入の部分でございますが、講座等の開設をしている事業がございますので、そちらの参加費等の収入であるとか、自動販売

機設置しているコミュニティセンターについては、そういった収入が入ってございます。あと、郊外につきましては、地域の負担分ということで地域に運営費を出していただいているので、そういったお金になってございます。

○金兵智則委員 収入の内容はわかったのですが、その他の収入の部分が大きく上がっているコミュニティセンターもあれば、すごく下がっているコミュニティセンターもあるのですけれども、それは講座をやらなくなつたからとか、新たにやるようになったからという理由なのですか。

○田中靖久市民活動推進課長 失礼しました。その他の部分には基金の取崩しの見込みとか、そういう額も含まれてございますので、そういった予測を立てているコミュニティセンターについては、増えているところもございます。

○金兵智則委員 わかりました。そうしたら、今までためてきた基金を繰り入れるというコミュニティセンターが大きく増えているところは、そういうことが多いというようなニュアンスで捉えていいのか、基金を取り崩すことによってその先は大丈夫なのか、その辺の見込みってどうなっていますか。

○田中靖久市民活動推進課長 コミュニティセンターによっては、定期的に備品であるとか、基金を活用して修繕を実施しているところもございますので、そういった部分で含まれているものもあるかと考えております。

○古田純也委員長 他に。

○里見哲也委員 今お聞きした他収入、Cのところ、今年度、西コミで補正予算があつたりした中にも説明のあった基金の取崩しの部分とかの要素があつたように覚えているのですけれども、これは、今回これを立てるに当たっては、そういう基金の状況や運営状況などを含めて、もう少し丁寧に聞いた結果、こういった金額、やる場所によって金額の差が随分と大きいですから、来年度以降、補正がいつ出るかわかんないですけれども、より丁寧な聞き取りをした予算ということでよろしいですか。

○田中靖久市民活動推進課長 今までの各施設の決算額と令和7年度の予算状況を見まして、収支不足が発生しているコミュニティセンターと住民センターが6施設、北コミと駒場を除いた6施設でございますが、収支不足が見込まれることから、令和8年度以降の債務負担額になりますが、そちらに光熱費、役員手当分と、施設によりまして収入が著しく

減っている施設がございましたので、収入減分ということを踏まえまして、一定額、基金の状況も踏まえて加算しているところでございます。

○里見哲也委員 わかりました。

より丁寧な聞き取りというか、クーリングシェルターなんかでも使われているようなことも、用途の使い方が増えていると思うので、ぜひ、よい運営を期待したいと思います。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定中、市民環境部所管分については、全会一致により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ここで、古都委員が入場しますので、お待ちください。

[古都委員 着席]

お諮りします。

議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分について、全会一致により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

○古田純也委員長 次に、議案第5号斜網地区廃棄物処理組合の設立について説明を求めます。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 議案第5号斜網地区廃棄物処理組合の設立について、御説明します。議案資料27ページ、資料5号を御覧ください。

広域での中間処理施設の建設、維持管理については、一部事務組合を設置して行います。令和7年10月31日開催の斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会会長会議において、規約に規定する項目内容の承認と組合設立の合意をしました。一部事務組合を設立するためには、規約を定めること及び一部事務組合を設立することについて、関係市町議会の議決を経る必要があります。

規約に定める事項は、7項目あります。①の第1条、組合の名称は、斜網地区廃棄物処理組合とします。②の第2条、組合を構成する地方公共団体とし

て、1市5町を規定します。③の第3条、組合の共同処理する事務は、ごみ処理施設（焼却施設に限る）の設置、管理及び運営とします。④の第4条、組合の事務所の位置は、網走市役所の住所を記載していますが、施設竣工に合わせて変更、規約の改正をすることを予定しています。⑤の第5条から第8条までは、組合議会に関する規定しており、議員定数は、網走市4人、美幌町4人、斜里町2人、清里町2人、小清水町2人、大空町2人の合計16人となります。また、組合議員は、構成市町の議会において選挙することや、その任期について規定しています。議長及び副議長については、組合議員から選挙することとしております。⑥の第9条から第12条までは、組合の執行機関の組織と選任方法を規定しており、管理者は網走市長、副管理者は美幌町長、会計管理者は網走市の会計管理者を充てることを想定しています。28ページを御覧ください。組合には、管理者が任命する職員を置き、その定数は条例で定めること。監査委員は、1人は網走市の代表監査委員を充て、1人は組合議員のうちから選任することとしています。⑦の第13条、組合の経費の支弁方法では、組合経費を賄う収入として、関係市町の負担金のほか、事業収入や手数料などを規定しています。別表に規定する負担金の負担割合については、組合の議会及び執行機関の運営に関する経費、均等割100%。焼却施設建設に要する経費、均等割30%、人口割70%。焼却施設の管理運営に要する経費、均等割20%、ごみ処理量割80%となります。

説明は以上となります。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○里見哲也委員 これ1市5町の一部事務組合ということですけれども、この規約自体は1つであって、つまり1市5町がそれぞれこの規約を承認した上で進めていくという。5種類あるというのではないのか、これは一つなのかどうかっていうのを確認したいので、お願ひします。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 1市5町で規約は同じものを各議会で承認をいただいた上で北海道に申請するという流れになります。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 規約なのですけれども、まずお伺いしたいのが、この負担割合というのもここで決定をしてしまわなければいけないですよね。規約に載っているってことは、ここで決まるっていうことな

んですけれども、それぞれ焼却施設建設に関する経費が均等割30%、人口割70%、管理運営が20%、80%ってなっているのですけれども、この割合になったのは何でなんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この規約の均等割等の割合についてございますけれども、他の一部事務組合等で焼却施設の設置、管理をしているところ、先進事例を参考にさせていただいているところであるのですけれども、まず焼却施設建設に要する経費の均等割30%というのが、先進事例で環境省の交付金を受けて設置している施設についてですが、交付金対象となる割合が事業費のおおむね70%、対象外が30%という事例が多くて、交付金対象外となるのは、管理棟ですとか、会議室、啓発施設といった、ごみ処理と直接関係ない部分については、交付金対象外となっておりまして、この部分は、共通にかかる経費だということで均等割30%としたところです。

それから、施設の管理運営に要する経費の均等割20%というところについてですけれども、こちらも先進事例から施設規模にもよりますが、維持管理費に伴う人件費というのが、おおむね2割程度となっていましたので、こちらについては均等割20%というふうにしたところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。共通でかかる割合といった御説明だったのかなというふうに思うのですけれども、焼却施設建設に要する経費、施設建設費の中には、補助対象にならないものが3割存在するということなのですね、という説明なのだと思うのですけれども。このまま続けていいのかどうかちょっとわからないのですが、施設建設費がこれぐらいかかりますというふうにお示しいただいている金額の中には、それが全て含まれた金額だったということですね。焼却施設を造るための金額ではなくて、その施設で必要になるもの全てを造るためにの金額が私どもに提示をされていたというふうな理解でよかったです。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 以前、お示ししていた焼却施設の施設整備費122億円ですけれども、施設本体の工事費になっておりまして、そのの中には、3割程度の交付対象外の部分と7割の交付対象経費というものが含まれております。

○金兵智則委員 取りあえず、わかりました。

あと、今後この割合を決めていくのに、ごみ処理の管理運営に関する割合を決めていくのに、循環型

社会形成推進地域計画というのをつくっていくのだと思うのですけれども、これっていつ頃できるものだったでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 地域計画については、これまでも交付金対象事業として計画支援事業、各種調査とか設計というのも行っておりまして、既に地域計画というのは、提出はしております。ただ、事業費ですとか、工事年度等が変わってきておりますので、そういったところで随時、修正をして国に提出をしていくというものになっております。

○金兵智則委員 わかりました。そうしたら、もうあるんだということなのだと思うのですが、その中には、まだ施設が稼働するのがいつかっていうのはわからないので、議案のほうの、規約のほうの備考に多分あったと思うのですけれども、目標年度の対象ごみ量の割合とかっていうことがあるのですけれども、その数値はこれからだという認識でいいのですかね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今、新たに設置する場所が変わったりということで供用開始年度が変わってきておりますので、供用開始年度のごみ量の推計、こちらを精査し直しているところでございます。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 均等割とか人口割、ごみ処理量割の部分はわかったのです。取りあえず、まず聞きたいのが、造る際に各自治体が起債されるのか、一部事務組合として大きく起債した上で各自治体が負担するのか、どういう形になりますか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 一部事務組合の規約に負担割合を記載しまして、この割合で各市町が一部事務組合に対して負担金として支出をするということになります。

○古都宣裕委員 多分、そもそも建設するときに起債をしなければいけない割合を書いてるんですけども、その起債を一番最初、建設するときとかのかかる経費に対して、各市町がそれぞれ負担割合に対して起債をして、お金を出し合って一部負担組合に貸し付けるような形の中でやって償還していくのか、それとも一部事務組合がまとめて負担した上で、その中で割り振ったやつを各自治体が負担していくのか、どういう形なんですかというのを聞いていますよ。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 各種調査

業務とか工事費については、一部事務組合が支出をします。各市町は、一部事務組合に対して負担金という形で割合に基づいた金額を一部事務組合に支払うという形になります。

○古都宣裕委員 それだと、いろいろな借り先の窓口があって利率が変わったりということもなく公平なのかなとは思うのですけれども、建設費を人口割にした理由って何ですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 この施設整備費の人口割についてございますけれども、これも先進事例を参考とさせていただいているところもございますが、まず斜網地区では、焼却以外にも破碎埋立てとか処理方式が様々になっていまして、現在の正確な可燃物量というのを把握できないということで、前年の9月末時点での人口割とすることで決定をしたところでございます。

○古都宣裕委員 それでいくと決まったときの人口で負担の割合が全部固定されてということで、計算方式が楽なのはわかるのですけれども、公平性とか公正性から考えると、ごみ処理量割を当てるのが僕はふさわしいと思うのですよね。だから、なぜ人口割のみで固定するような形にするのかというのが疑問なのですけれども、なぜでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 繰り返しへなっていますけれども、各町の処理方式が現状、ばらばらな形で処理をしているのですけれども、そういったことで今出ているごみの正確な可燃物量というのを把握できないということで人口での割合としたところです。

○古都宣裕委員 それは理解するのです。議案のほうで見ると備考でいろいろと書かれているのもわかるのです。そのときのごみ処理量割というのが、最初は出した推計の中で2年ほどやって、稼働してから2年後、最初に稼働したやつから実数値を追って負担割合を決めていくというふうになっていると思うのですけれども、であれば、最初の経費で建設的なところでわからないから最初は人口でいくんだというの、わかるのです。ただ、同じように2年後から処理量割を当てるようすれば、別にそれは不可能ではないし、やはりそれだけ使った部分が負担する。1市5町の中で一番人口がいる網走の負担額が大きくなるっていうのはわかるのですけれども、その中で、ごみ処理量割が入っているというのは、やっぱりある程度、抑制するところは抑制するっていう各自治体の努力が見えるような形であっていい

のではないかなと思って、管理費のほうはわかるのです。ただ、その建設費というのは、1回決まつたらずっとこれでいくっていうのはいかがなものかなと。そういう規約とか規程をこの中に盛り込むことによって、二、三年後からは、そうした各自治体の努力も反映されるような形っていうのは、考えられるのではないかと思うんですけども、いかがですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 可燃物量については、施設が稼働した2年目からは、前年の数字というのが実績、正確な数字として出てきます。今、建設中の段階では、正確に可燃物量を把握することができませんので、人口割という形で決定をしたところでございます。

○古都宣裕委員 全然答えになっていなくて、別に一番最初のスタートはこれで別にいいんだけれども、このままの規約でいってしまうと固定になるじゃないですか。だから2年後以降は、そういったふうに反映しますという一文を加えたり可変的なところがないと、ずっと一部事務組合の規定で決まってしまうから、ずっとこれでいくわけですよね。やり方として、網走では生ごみ堆肥化施設をやめるというのは確定なんですか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 家庭系生ごみにつきましては、可燃物として処理をするという方向で考えております。

○古都宣裕委員 考えているだけで、別にそれは承認されていないのですけれども、網走市民の税金を大量投入して造って、それを浸透することによって、ごみ量を減らしましようって言っていたけれども、今度はまとめてやるから大丈夫です、別にごみをそのままというのではなくて、やっぱりごみ処理量を減らしましょう。生ごみ堆肥化施設、せっかく造ったでしょう。ちゃんと稼働しましょうよ。破袋機も2台目を導入したり、いろいろ行ってきたではないですか。それを私たちの計画では、もう家庭のごみは処理も焼却でいくから、新しいものができたら大丈夫です。そういう話ではなくて、ちゃんと網走市として、減容化とかSDGsとかうたっているわけだしょ。そうしたら、そういうところって違うんですか。何かやっていることがおかしいのではないかなど僕は感じるのですけれども。建設費の中で、そこが決まっているのであつたらおかしいでしょ。

○古田純也委員長 暫時休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時35分再開

○古田純也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 施設建設に関する経費ですけれども、この考え方につきましては、どこの町でも建設するとかかる費用というのがあります。そのところの部分が、均等割というところで大体30%ぐらいだろうと。あとは、焼却処理をしていくっていうのは、ごみを出す人も出さない人も一定的に市民・町民の方に負担していただこうという考え方で人口割という考えを持ってきたというところになります。また、建設に要する費用につきましては、この割合に基づいて各市町に負担金として組合が請求をして、各町で財源を確保した上で負担金を納めていただく。そして建設に要する費用ですので、建設が2か年、3か年程度で、2年間ぐらいでの支払いになりますので、そこは建設費の費用を支払うということになります。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 すみません、何度も。

もう1回だけさっきのお話を伺わせていただきたいのですけれども、施設建設費の約3割が全てにかかるものだから、こここの分を均等割で3割にしたんだよという説明だったと思うのですけれども、全てに関わる部分というか、残りの7割は交付金の対象事業だという説明だったような気がするのですけれども、それで間違いないですよね。間違いないと思うのです。それでお伺いしたいんですけども、以前、御説明いただいたときに、処理施設の事業費が約120億ちょっとだったと思うんです。そのうち、交付金対象事業が67億というふうに説明があったと思うのですけれども、これが7割部分ってことなのですかね。交付金対象事業が7割だから、その部分を人口割にしたっていう説明だったと思うんですけども、何かその辺よくわからなくなってしまった。御説明いただいてもいいですか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 交付金の考え方につきましては、平均して事業費の7割が対象になる経費になって、そのうち循環型交付金が当たるのは、3分の1ということになります。

○金兵智則委員 交付金で当たるのは、約22億3,000万ぐらいだという説明じゃなかったですかね。67億の約3分の1だから22億3,000万という御

説明をいただいていたような気がするのですけれども。何かそうなると交付金の対象事業が120億から67億だと約半分ぐらいしかないような気がするんですけれども、何かちょっとその辺がよくわからなくなってしまって御説明いただきたいなと思うんですけれども。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 施設全体の整備費が約122億円という説明をさせていただいたところなんですけれども、このうちの交付金対象事業費というのが67億円ということで、トン単価の上限の金額に日当たりの処理トン数を掛けたものになります。これが、トン単価上限がかかったときの交付対象事業費になりまして、交付金額は3分の1の約22億円という計算になります。

○金兵智則委員 そこがよくわからなくて、交付金対象額がそういう計算で67億って出るのはわかるのですけれども、でも交付金対象額が67億で施設の事業費が122億だと、どうしても7割っていう計算がわからなくて、交付金対象額が7割だから人口割は7割だという説明をいただいたのですけれども、でもなんか見た感じ半分ぐらいしかないような気がするのですけれども、その辺のつじつまがよくわからないというので御説明いただきたいのですよね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 トン単価の上限が設定されるのが令和10年からになるんですけれども、今までその上限というのはなくて、大体100億の施設であれば、70%の70億が交付金対象となって、残りの30%は対象外という形になっておりましたので、そのあたりの計算方法が違うので、見かけ7割に満たないのですけれども、そういう理由から令和10年度以降に着工ということでその計算方法に当てはめたのが、前回、資料でお出しした数字になります。

○金兵智則委員 何かわかったような、わからないような気はするんですけども、人口割5割、均等割5割ってなると、それなりに負担は減るのか、増えるのか、計算してみないとわからないんですけども、どっちがお得なのかわからないのですが、計算上これのままがいいのか。それは本当に、さっきの話の中でいけば、この割合が令和10年からは違ってくるという話になってきてしまうのではないかと思うのですが、その辺は問題ないっていうことなんですかね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 現在、何といいますか、事業費とそれに対する交付対象経費

の考え方を基に設定をしているところでございます。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 均等割の考え方なんですけれども、人口割7割のところが交付金対象という考え方もあるのですけれども、負担割合の協議するときには様々な考えがございまして、基本的には広域で今回やりますけれども、基本的には各町が設置をする。設置したときに、大体3割程度が管理部分の建設範囲になっているというところで、3割程度は、どこの町に建てても必ず引っかかる費用であるから、広域でやったとしても、その部分だけは、各町が均等で見ましょうという考え方もあって、均等割3割ということを導入しました。

○金兵智則委員 そしたら先ほどの交付金対象が7割だからというのではなくて、それも含めて、いろんな先進事例の中で7対3というのが主だったというふうな答弁だったと。

一旦、理解します。

○古田純也委員長 他に。

○平賀貴幸委員 一部事務組合の1市5町でのものが出てきましたので、基本的なことを確認していきたいというふうに思います。

当然、これが出てくるからには、各市町での協議が整ったという形だと思うのですけれども、住民説明の状況とか、協議が整った状況についての説明がこの委員会では少なくともないので、改めて説明いただきたいと思います。

○古田純也委員長 暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時46分再開

○古田純也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

平賀委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 現在、候補地となっております美幌町のほうで住民説明会ですとか、バス見学会なども複数回開催して住民合意に向けた手続を行っておりまして、方向性が美幌町のほうで見えてきたというところもありまして、今回、1市5町でこの規約の提案をすると。来年度以降、各種調査というのも行っていく予定となっておりますので、今回、上程をさせていただいたところでございます。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきました。いい方向で進んでいくことを私も願いたいというふう

に思う一人ですが、先ほど建設費について約122億円というのが質疑の中で出てきたというふうに思います。そうすると、どのような方式でこの焼却施設を造っていくかということもある程度、確定ではなくても視野に入れていくということだと思うんすけれども、その辺についても御説明いただきたいと思います。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 施設の工事発注等の方式についてでございますけれども、方式については、DB+O方式ということで設計建設とオペレーションを分けたような形の発注となります。それから、プラントメーカーの選定につきましては、公募型プロポーザル方式を予定しているところでございます。

○平賀貴幸委員 工事の発注並びに運営の方式については、オペレーションと管理運営が別な方式になるということで理解させていただきましたが、どのようなものが造られるのかというところが、いろいろな議論があって方式が変わってきたのだと思いますが、現状ではどのような方式のものを造るという形になるのか、規模を含めて答弁をお願いいたします。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 施設の想定でございますけれども、まず焼却施設、ストーカ方式、2炉構成、全連続運転で、想定している日処理量は150トンとなっております。

○平賀貴幸委員 以前、質疑させていただいたときに、水処理施設を基本的には設けないクローズド方式が望ましいのではないかということで私も提言させていただいた経過がありましたけれども、現状では、クローズド方式を選択するという考え方でよかったですんでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 施設から出る排水についてですけれども、工場部分から出るプラント排水につきましては、例えばそのピットから出る汚水ですか、床洗浄であったり、車両洗浄といった汚水が発生します。これらについては、施設内で処理をして、ガス冷却に使ったりとか、場内利用ということで考えております。手洗い、トイレ等の生活排水につきましては、下水道放流ということで考えてございます。

○平賀貴幸委員 いわゆるクローズド方式だと思うんですけども、やはりそのほうが、建設コストもそうですけれども、管理運営費のほうも抑えられるという判断をされたということでよろしいでしょ

か。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 なかなか工場部分から出る汚水というのが下水道に放流できる状態にまで処理をするというのも、なかなかコストがかかりますし、多くの施設では、工場部分から出る排水につきましては、ガス冷却等の場内利用しているところがほとんどございましたので、こういった方式としたところでございます。

○平賀貴幸委員 今、コストの話もありましたので、運営コストもランニングコストも含めて、そのほうが優れている方式だということで、現状、その方向で進めていくという考え方でいいということですね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。

検討はこれからだと思いますけれども、いろいろと熱が発生するわけですね、こういった種のものは。その熱の利用については、検討はこれからという形ですかね。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 焼却による熱利用についてでございますけれども、循環型交付金を頂く上で熱利用というのが必須になっておりまして、現状、給湯、冷暖房、それから場内のロードヒーティングというところで考えておりまして、その他、何か利用できるというような部分については、メーカーからの提案というのも頂きながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 理解しました。可能なものがあつて、熱利用の余裕があれば何らかの施設をということも考えられるのしようから、その辺も含めて、これから検討になるんだというふうに思います。

あと、先ほど施設の建設費が約122億円だという話があって、負担割合は均等割が30%、人口割が70%というお話をありました。そうすると、網走市を含めて1市5町の負担割合と金額については、それぞれどのぐらいになるのかを改めて御説明いただきたいと思います。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 まず、施設建設費のところですけれども、負担割合、均等割30%、人口割70%で算出をして、交付金を差し引いた後の金額になりますが、網走市が約34億7,000万円、美幌町が20億9,000万円、斜里町が14億6,000万円、小清水町が9億1,000万円、清里町が8億4,000万円、大空町は11億2,000万の計算となりま

す。

○平賀貴幸委員 建設費の負担の割合、割合というか金額ですね、ある程度、理解をさせていただきたいと思います。そのようになるという見通しだということです。

続いて、この施設ができた後の維持管理費ですけれども、1年間どのぐらいかかるというふうに試算されるのか。それから、負担割合についてはランニングコストは、管理運営費、均等割20%、ごみ量割80%となっております。ここは、ごみ量が変動すればまた変わっていく部分もあるのだと思いますが、当初はどのぐらいの各市町の負担になるのか、年間の管理費の総額と併せて説明いただきたいと思います。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 施設の年間の維持管理費については、年間約6億円という想定をしておりまして、この6億円を均等割20%、ごみ量割80%で、このごみ量につきましては、以前出しました令和11年度のごみ量予測値で今のところ計算をしておりますけれども、網走市が2億2,000万円、美幌町が1億4,000万円、斜里町が約1億円、小清水町・清里町・大空町が4,400万円というふうに試算をしております。

○平賀貴幸委員 令和11年のごみ予測値によって算出したものということになりますが、スケジュールを伺おうと思うのですけれども、ごみの予測値がある程度確定した場合については、この数値については変動することがあり得るということで、現状では、あくまでも推測値だということで理解してよかったです。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 委員おっしゃるとおり、最新の予測値というのを精査している段階でございますので、それができましたら、またこの割合というのを検討する可能性がございます。

○平賀貴幸委員 理解しました。そうすると、ごみの分け方が、例えばそれぞれの町で若干違った場合については、当然、変動が出てくるんだと思いますが、これからいろいろと精査するというふうに伺っているのですが、生ごみの問題ですね。例えばですけれども、これは網走市が堆肥化を続けるというふうになれば、当然、網走市の負担も下がっていくということもあり得るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 委員おっ

しゃるとおり、可燃物量での割合になりますので、割合が変動する可能性がございます。

○平賀貴幸委員 そこは収集体制の問題とか、そもそもあるんだと思いますので、どうするのが最適で持続可能性が高まるのかということを考えながら、また示していただきたいというふうに思いますが、現状を理解させていただきました。

その上で今後のスケジュールについて、どのようになるのか御説明をいただきたいと思いますが、建設や供用開始を含めてわかっているスケジュールをお示しいただきたいと思います。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今後のスケジュールについてでございますが、令和8年度に土地の調査ですとか、アセスといったものを予定しております、令和9年度に施設の設計、令和10年度から12年度に施設の建設工事を行いまして、令和13年度に試運転・供用開始というようなスケジュールで考えております。

○平賀貴幸委員 スケジュールも理解させていただきました。基本的には、そのスケジュールはできるだけ変わらないように、あるいは少しでも早くなるように進めていただきたいと思います。

ちょっと万が一のことを伺つておくのですけれども、途中で組合、この構成で欠けるところが出るとは考えにくいのですが、逆に、建設した後から入れてくださいということもないわけではないのかなと思うんですけれども、そういった場合については、どのように対応される考え方なのでしょうか。

○田中正幸廃棄物処理広域化推進室参事 今のところ斜網地区以外の周辺自治体については、組合を設立したりですか広域処理というのをやっておりまして、新たに参入したいというような自治体が可能性出てくる可能性は低いと思います。

○平賀貴幸委員 可能性の問題は低いのかもしれません、今回も途中で清里町さんが入ってきたという経過もあるので、全くゼロではないんですけれども、その場合については、柔軟性を持っていろいろと対応することは、当然できるっていうことでよろしいんですよね。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 平賀議員が言うように、協議会に清里町が入りましたけれども、協議会後にかかった分を遡って清里町にも負担していただいたという事例もありますので、途中で入ってきたならば、整備費含めて、全額ではないにしても御負担をいただいて入ってくるような、そ

いうイメージだというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 理解をさせていただきました。いろいろと負担の割合とか、果たしてこれでいいのかというところはいろいろあるところですけれども、現状では理解をさせていただきたいと思いますので、できるだけ、それぞれの町が力を合わせて一つの課題解決に進む一つの大切なポイントだと思っておりませんので、進めていただければと思います。

からは以上です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りいたします。

議案第5号斜網地区廃棄物処理組合の設立については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。再開は、11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号中、社会福祉総務費、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料の10ページと11ページを御覧願います。令和7年度一般会計、社会福祉総務費、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、原油価格や国の補助金縮小等の影響により、灯油価格が依然として高値で推移をしておりますが、現時点において、この状況が今後も続く見通しであることから、在宅で生活する低所得世帯に対し、厳寒期における暖房用燃料に使用する灯油等の購入費用の一部を助成するため、必要となる経費を追加補正するものであり、金額につきましては、事務的経費に181万9,000円、助成金に3,800万円、合計で3,981万9,000円となります。

2の補正額でありますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりとなり、補正額3,981万9,000円の財源内訳は、全額一般財源となります。

3の事業の概要でございますが、助成の対象につきましては、基準日となる令和7年11月1日現在、

網走市に住民登録のある令和7年度市民税非課税世帯で、暖房費の負担があり、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅を除く福祉施設等への入所や、医療機関に長期入院している世帯を除き、資料の②から⑤に記載の高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給世帯としております。助成額につきましては、1世帯当たり1万円とし、暖房用燃料券の交付による助成を基本といたしますが、オール電化住宅等、自宅の暖房装置の関係により、燃料等の購入に際して暖房用燃料券を使用できない世帯に対しましては、申出により状況を確認させていただき、必要な要件を満たしている場合は、現金支給を行うこととしております。対象世帯につきましては、3,800世帯を見込んでおり、年内に配布を開始できるよう事務を進めますが、申請期間につきましては、令和8年3月6日までとしております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 この事業、毎年行っていて、やること自体は別に異論はないのですけれども、一部が現金でオール電化の場合というのも理解はするんですけども、これ別に全員現金でも変わんないのでないかなと思うのですけれども、これはなぜなんでしょう。

○清杉利明社会福祉課長 今までの事業でも燃料券の交付をしておりますが、灯油事業者のほうからの要望もありまして、低所得者の方に交付をするということで、支払いの滞りが券で交付することにより、確実に収入となるというような要望もございまして、今まで継続して燃料券での交付を基本としております。

○古田純也委員長 他に。

○金兵智則委員 每年やられている事業というのは先ほどもありましたけれども、去年と今年の燃料費の金額っていうのは、大分違うものなんですか。さらに上がった感じなんでしょうか、それともどんな状況なのかなと思うんですが。

○清杉利明社会福祉課長 昨年の11月の状況でございますが、昨年は、平均で122.9円でございました、リットル当たりですね。今年の11月につきましては、128.6円という状況でございます。

○金兵智則委員 着実にと言っていいのかどうかわからないですけれども、さらに上がってきてしまっているということですね。もうもう理由があつて金

額を1万円というふうにされているのだと思っているのですけれども、基準の1世帯当たり1万円という、何といいますかね、少しでも多くといったような考え方というのは、いかがなもんでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 昨年度も同様の御質問があつたかとは思うのですが、まず灯油価格の状況、それから、その他の国による経済対策が今後行われると思うんですが、そういうような国による経済対策の状況ですとか、これまで年金額ですとか、最低賃金ですか、収入のとおり、実質までは行っていないですが、多少は上がってきてているというような状況も加味しまして、昨年度と同様な金額ということで判断をいたしました。

○金兵智則委員 もろもろの対策の中の一つという御説明だったのかなというふうに思います。

あと、申請期間は先ほど3月6日までというふうにありましたけれども、これ早いほうが助かるという人が多いと思うので、スケジュール感的にいくと、この予算が通った後には、最短と言えばいいのですか、最速の場合でいくと、どれぐらいから始めるものなのでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 現在、準備のほうは進めておりますが、この補正が議決後、早期に燃料券の引換書につきましては、送付を開始しまして、年内には交付を開始できるようにということでは考えております。また、その際には臨時窓口等も開く予定でございます。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第1号中、障害者福祉費、こども発達支援センター整備事業について説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 議案資料12ページを御覧願います。令和7年度一般会計、障がい者福祉費、こども発達支援センター整備事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、こども発達支援センター移転に係る工事において、移転先である旧保健センターの屋上防水全体の改修が必要となつたことから、次の経費を追加補正するものであり、金額につきましては、2,889万7,000円となります。

具体的には、屋上防水について、設計時の調査により、雨漏りの可能性があるトップライト周りの改修を行うこととしておりましたが、改修工事の過程におきまして、二階の器具を撤去したところ、器具

内及び天井裏に水がたまっている箇所が確認されたため、屋上防水全体の改修を行うものでございます。

2の補正額であります、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は、市債2,600万円、基金繰入金289万7,000円となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○里見哲也委員 必要な工事かと思うので、この内容に異論はないのですけれども、建物と屋根で、いろいろな施設がありますから、例えば、建物の耐用年数がそろそろ、この建物、駄目だというようなときに、屋根を全面新しくするっていうときに、屋根の工事で、耐用年数って構想していらっしゃるんだろうと思うんですけれども、つまり、建物が古くて壊すのに、屋根だけ30年防水の屋根にしまっても将来的にどうなのかって、このあたりの検討というのはされているのかを伺いたいです。

○小原功建築課長 建物につきましては、コンクリートで造られたものにつきましては、おおよそ60年というふうにされております。また、屋上防水につきましては、15年から20年というふうにされております。今回につきましては、この建物は平成4年に建ったものですが、平成23年度、おおよそ20年たつて一度、改修をしております。ですので、まだ5年ほどはもつのかなといった感覚はあったのですが、天井裏を詳細に確認したところ、雨漏りがあったものですから、今回、こうした改修を今の時点でやろうというものです。

○里見哲也委員 了解しました。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 多分、シート防水などのことは思うのですけれども、今回の予算で、どのような工法で防水処理をされるのかというのを伺いたいと思います。

○小原功建築課長 平成23年度に改修したときに、ウレタンの防水をしておりますので、今回につきましてもウレタンの防水を行おうとするものでございます。

○金兵智則委員 1点だけ。これによって、発達支

援センター移転のスケジュールに変更はないということによかったでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 こども発達支援センター「ふわり」の移転のスケジュールですけれども、本来は、完成した後に、年明けにでもと考えていたところでございますけれども、今回の工事とは別になりますけれども、今、通所しているお子さんの状況ですか、現場の話を聞きまして、なかなかその年度内に、お子さんの環境、通うところの環境の変化、こちらのほうがあまりよろしくないという話もありましたので、移転のスケジュールにつきましては、年度明けの来年4月ということで、当初予定していたというところになります。今回の工期に関しての変更はございません。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第1号中、児童福祉費、認定こども園施設型給付費について、議案第1号中、保育所費、へき地保育所管理運営事業について、併せて説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 議案資料14ページを御覧願います。令和7年度一般会計、児童福祉及び保育所費、認定こども園施設型給付費外1事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和6年度の子どものための教育・保育給付費の国庫負担金及び道負担金が確定したことに伴いまして、国及び北海道への返還が生じるため、次の経費を追加補正するものであり、金額につきましては、認定こども園施設型給付費4,214万3,000円、へき地保育所管理運営事業421万円の合計で4,635万3,000円となります。両事業の負担金につきましては、令和6年度の変更交付申請時において、公定価格の単価が国から示されておらず、見込みにより申請を行い交付を受けておりましたが、実績報告において、各園の単価が想定よりも減少したため返還金が生じるものでございます。

2の補正額でありますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、①認定こども園施設型給付費、②へき地保育所管理運営事業に記載のとおりとなり、財源内訳は全額一般財源となります。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第1号中、健康管理費、あばしり健康ポイント事業について説明を求めます。

○坂上貴幸健康推進課長 議案資料15ページを御覧願います。令和7年度一般会計、健康管理費、あばしり健康ポイント事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でありますが、あばしり健康ポイントにつきまして、制度利用者が当初の見込みより大幅に増加していますことから、かかる経費を追加補正するものであり、金額は478万2,000円となります。

本事業は、昨年度まで実施しておりましたあばしり健康マイレージをリニューアルし、スマートフォンアプリやスタンプカードで参加いただいているところでありますが、現時点で把握しているアプリ登録者数などから、ポイント達成者に配布する網走健康応援商品券の印刷費用及び商品券利用額等が当初から大幅に上回る見込みとなっております。加えまして、昨年度実施のあばしり健康マイレージにおけるポイント達成者に対する野菜クーポン券につきましても、令和7年度の使用が当初を上回る見込みとなっております。

2の補正額でありますが、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりとなり、補正額478万2,000円の財源内訳につきましては、全額一般財源となります。

説明は以上となります。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○永本浩子委員 9月議会でも聞かせていただきましたけれども、大変、あばしり健康ポイントが好評ということで、7月にスタートして、9月時点で既に800人を超えるという状況でしたけれども、現在はどれぐらいの方が登録をされているのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 10月末時点の数字になるんですが、アプリユーザー、登録されている方は1,408名となってございます。

○永本浩子委員 かなりの増え方ということなんですが、アプリ以外のやり方、紙というか、やっていらっしゃる方もいるのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 スタンプカードの利用者もいらっしゃいます。ただ、人数が実際に商品券交換に来てもらわないとわからないので、実際にはス

タンプカードでどれぐらいの方が利用されているのかというのは、はっきりした数字は、今のところはわかりません。商品券の交換が10月からスタートしているんですが、スタンプカードで交換している方が10月31日の時点で35名いらっしゃいます。

○永本浩子委員 結構、カードの方もまだいらっしゃって、早い時期に達成をしているということかと思いますけれども、今回、当初予算を上回る補正予算を組んでいただきまして、かなりの金額にはなっておりますけれども、見込みとしては、どれぐらいの方に商品券交換となる見込みでこの数字になったのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 アプリ版で1,600名、カード版で400名、2,000の方に参加していただきまして実際、交換に来てくれる方は2,000人全員にならないと思いますので、見込みの交換者が1,500名というところで今回、補正の予算を上げさせていただいております。

○永本浩子委員 そして、先ほどお話をありましたけれども、商品交換分として412万8,000円ということで、ちょっと半端な数字が出ているのは、野菜券のほうの今回は、1,000円から5,000円までですけれども、ほぼ交換するとなると5,000の方が多いのかと思いますけれども、この半端な数字というのは野菜券のことを考慮してこういう数字になったということなのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 野菜券の分も報償費のほうに含まれておりますし、そちらのほうの試算は、野菜券の分で17万8,000円について今回の補正の額に計上させていただいております。

○永本浩子委員 健康マイレージのほうも、やっていただいている方もいてということで、今回こういう形で飛躍的に伸びたということで私も本当にうれしく思っているところです。そして交換できるお店に関しても随時、広げていくということで、かなりスーパーとかコンビニでも使えるということで、非常に便利になっているかと思いますけれども、現時点で市内で使えるお店は何店舗ぐらいになったのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 10月1日現在でございますが、商品券の利用可能店は19店舗となってございます。

○永本浩子委員 非常に使い勝手がいい形になったかなと思っております。そしてよく聞かれるのが、紹介者のポイントが入るということで、それもあつ

て、結構進んでいる面もあるかと思うんですけども、そのやり方がよくわからないっていうことを聞かれるのですけれども、市としてはどんな角度でアピールをしていっていただけるのか、そういうものの何か考えている点があれば教えていただきたいんですが。

○坂上貴幸健康推進課長 紹介者の登録の仕方につきましては、実際、窓口でもわからないという方がいらっしゃることがあります、そこで御説明させていただいて理解はしていただいております。あと、高齢者のらくらく健康トレーニングですか、そういう場でも、我々が行って説明、PRさせていただいているのですけれども、その場で紹介の仕方なんかも聞かれますので、随時、そういう形で丁寧な説明を続けていきたいと思っております。

○永本浩子委員 私も聞かれても、なかなかうまく説明ができなくて、市役所の2階に行ってもらったら、ちゃんとやってもらえるからということに、なってしまうんですけれども、本当にそういった工夫もあって紹介ポイント、紹介されたほうにもポイントが入るということで、非常にいい形で進んでいるかと思いますので、これからも、いろんなところで、もしできれば老人会だとか、そういうところにも出向きながら進めていっていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○古田純也委員長 他に。

○古都宣裕委員 1点だけなのですけれども、あはしり健康ポイントとかいろいろとされて、市民に浸透してきているのは結構かなと思うのですけれども、様々なポイント事業とかも出てきて、あちやこちややるよりも、ピリカだとかいろいろ取組も、ほかの課ですけれども、含めてやっているので、まとめる方向で庁舎内でいろいろ考えたほうがよろしいのではないかなどと思うのですけれども、その辺の考え方ともしあれば、ちょっと所管外にもなるかもしれないのですけれども。

○結城慎二健康福祉部長 直接の所管ではないので細かな御答弁をできないのですけれども、おっしゃるとおり、幾つかの部署で趣旨だとかポイントの使い方だとかもまるで違うのですけれども、ポイントのような形で事業をやっているのは承知しております。やはり、委員おっしゃるとおり、入り口は一つにしたほうがというところはあるのかもしれませんのですけれども、ただ、そこを一つにするシステム

をつくることにかかるコストだとかも当然、考えていかなければならぬと思うんですね。ただ、将来的にはデジタルの中で検討すべき課題であるとは思いますけれども、現時点で具体的な何か協議をしているかというと、そういう段階にはございません。

○古田純也委員長 他に。

○永本浩子委員 すみません、さっきお聞きするのを忘れてしまって。

年代としては、アプリ登録してくださっている年代っていうのは、すぐにわかるんでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 アプリ登録していただくときの自己申告の年代での集計になるのですが、9月末時点で20代が60名、30代が87名、40代が130名、50代が178名、60代が188名、70代が251名、その他、80歳以上と10代で48名となってございます。

○永本浩子委員 結構、50代以降の方が多いかなというところですけれども、20代、30代も数が出ていますので、若い方たちにも使っていただけるようになれば、私も結構行っているフィットネスクラブとかで宣伝したりしているのですけれども、ちょっとそういったところに切り込む方法とかも考えていてもらえばと思いますけれども、その辺は何かありますか。

○坂上貴幸健康推進課長 今回、7月から事業が始まるということで、実は東京農業大学さんにも御協力していただきまして、学生のポータルサイトで周知したというのもございます。今後、若年層といいますか、30代、40代の方にもっと知っていただくためにということで、例えばですけれども、振興局さんのほうに行って説明会を開かせていただくとか、網走のそういう事業所のほうでPRさせてもらうだとか、そういうこともできればというふうにして考えてございます。

○永本浩子委員 いろいろな角度で農大生とかそういったところもあるかもしれませんし、何かやっぱりみんなが健康になる。そして、食事の品目数っていうものもありますので、今までゴマを食べなかつた御主人がこれを始めるようになってご飯を意識して食べるようになったとか、もう本当にいろいろな声をいただいているので、年代問わず、市民みんなが健康になれるということで、いろいろな角度で考えていくべきだと思います。以上です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第1号中、健康管理費、帯状疱疹予防接種助成事業について説明を求めます。

○坂上貴幸健康推進課長 議案資料16ページを御覧願います。令和7年度一般会計、健康管理費、帯状疱疹予防接種助成事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、帯状疱疹予防接種助成事業は、任意接種として50歳以上の希望者に対し、接種費用の一部を助成しておりましたが、本年4月から65歳以上の特定の年齢を対象として定期接種となつたため、定期接種に対する費用助成を新たに設け、従来からの50歳以上の希望者に対する助成も継続し、定期、任意それぞれに対して費用助成を行っております。この帯状疱疹予防接種につきまして、接種者数が当初より大幅に上回る見込みであることから、かかる経費を追加補正するものであり、金額は1,788万6,000円となります。

2の補正額であります、歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりとなり、補正額1,788万6,000円の財源内訳につきましては、全額一般財源となります。

説明は以上となります。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○永本浩子委員 帯状疱疹の予防接種も順調に進んでいるかなとうれしく思っているところですけれども、今年から、国の定期接種も始まりということで、市としても、50歳以上のはやめずにそのまま残してくれたので、大変感謝しているところですが、今年、定期接種が始まっているのですけれども、50歳以上の任意の接種というものもかなりあるかと思いますけれども、それがどれぐらいかというのは、数字としてわかるものでしょうか。65歳以上の国の定期接種を使った人と、そうではなく、市としてやっていた50歳以上の半額助成を使った方と、数的にはどんな感じでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 9月末までの実績になりますが、定期の接種されている方が382名、任意の接種されている方が105名ということになってございます。

○永本浩子委員 やはり、定期のほうは、人数的には多い。任意のほうは、今まで結構、受けてしまったということもあるかもしれませんけれども、この受ける予防接種ですけれども、生ワクチンと不活性ワクチンとありますけれども、数的にはどんな感

じなのでしょうか。

○坂上貴幸健康推進課長 同じく9月末の実績になるのですけれども、定期の接種者、先ほど382名のうち、生ワクチンを御利用されている方が64名、不活化ワクチンが318名。任意の接種になりますと105名のうち、生ワクチン御利用の方が10名、不活化ワクチンの御利用の方が95名となってございます。

○永本浩子委員 やっぱり不活化ワクチンのほうは費用的には高いし接種回数も2回ということですけれども、継続持続性というのを考えると私もこちらのほうがいいのかなと思いますけれども、それもあって金額的にも少しいっているのかなとも思います。国の定期接種が65歳以上、全員が対象になるかと私は最初思っていたら、5歳刻みということで、なかなかわかりづらい状況ではあったのですけれども、今テレビで宣伝というか、周知をしているのがあることによって、かなり進んだのではないかなと思っておりますけれども、その辺はどのように感じになっていますか。

○坂上貴幸健康推進課長 私どもも同じように思っております。テレビでもそうですし、ネット配信の動画の広告なんかでもよく流れてくるのを見ますので、そういうところでも皆さんに周知されたのかなと思っております。

○永本浩子委員 やはり周知の仕方ってすごく影響が大きいんだなっていうのを、テレビの力、そういったものを感じるところですけれども、5歳刻みっていうことで、いつ自分がやっぱり帯状疱疹になるかわからないので、できれば、対象年齢になるまで待つよりも本当は50歳以上の方は受けただければという思いがあります。市としても、テレビの効果も鑑みながら、市もこういったことを継続してやってますっていうことをもう一歩また周知してもらえばいいのかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○坂上貴幸健康推進課長 引き続き、対象者の方には個別の通知を出すとともに、広く周知してまいりたいと考えております。

○永本浩子委員 私の母も、帯状疱疹なったのがなかなかわらなくて、手後れになって、本当に亡くなるまで、がんになってがんの痛み止めをされるまで帯状疱疹の痛み、神経痛が残って大変苦しい思いをしたということがありますので、そういう人がやっぱり1人も出ないように、この予防接種はとても大事なものだと思いますので、ぜひ周知のほうにもま

た力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りいたします。

議案第1号中、健康福祉部関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、議案第3号網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、説明を求めます。

○岩本純一子育て支援課長 議案資料24ページ、資料3号を御覧願います。議案第3号網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定につきまして御説明いたします。

1の趣旨でございますが、児童福祉法の改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用することができる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和8年度から新たな通園制度として全国で実施されることになり、本市においても、事業の実施に当たり、設備及び運営について条例で定める必要があることから、本条例を制定しようとするものでございます。なお、本条例で規定する基準につきましては、内閣府令に準じて定めているものでございます。

次に、2の内容でございますが、条例は全30条からなり、第1条から第20条までは、総則といたしまして、条例の趣旨、用語の定義、最低基準、事業者に求められる一般原則等、乳児等通園支援事業に共通の基準について、各条で規定しようとするものでございます。第21条では、事業の区分としまして、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とすることを規定しようとするものでございます。第22条から第26条におきましては、一般型乳児等通園支援事業の設備基準や職員配置基準等について、27条と28条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の基準について、各条で規定しようとするものでございます。また、第30条では、規則への委任について規定しようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 児童福祉法の改正に伴い、これを定めなければいけないという流れの条例なのかなというふうに思っているので、これについてどうこうはないのですが、これに伴って、来年度から網走市では、そういった動きがあるのかないのか、お伺いしていいですか。

○岩本純一子育て支援課長 こちらについては、給付という形になりますので、全国全ての自治体でこれを実施しなければならないという形になります。当市においては、昨年度、令和6年度から市内の民間の認定こども園、幼稚園等の施設長、園長含めまして、協議を複数回重ねてきております。その中で各園のほうで、国の説明、こちらのほうからさせていただいた中で、各園で実際体制を整えていただいて、来年度から実施をするということで、話を進めているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。何か新たな事業という形なのかわからないですけれども、人手不足というのがどうしても気になるなというふうに思うんですが、その辺はやっていただけるということは、その辺をクリアしていただけるというふうに考えていいんでしょうか。

○岩本純一子育て支援課長 今委員おっしゃられた人手不足の関係、各園との情報交換の中でも、そのような意見もございました。しかしながら、各園で定数以外に加配されている職員ですか、あと、各園で独自にされているサービス、例えば、未就園児のプレ幼稚園ですか、そういった様々なサービスがございますので、そういったものも組合せながら、各園のほうで実施については検討いただいているというところでございます。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りいたします。

議案第3号網走市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、議案第4号網走市公の施

設に係る指定管理者の指定中、健康福祉部所管分について説明を求めます。

ここで地方自治法第117条の規定により、古都委員の退席を求めます。

[古都委員 退席]

○岩本純一子育て支援課長 議案資料25ページから26ページ、資料4号を御覧願います。網走市公の施設に係る指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

資料26ページ、一覧の下から5段目、健康福祉部所管のさんご草保育園につきましては、令和7年11月5日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、施設の性質及び目的、地域と協働した保育園の運営や事業の継続性により、令和8年度から令和10年度の3年間につきましても、引き続き網走市へき地さんご草保育園運営委員会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の債務負担額につきましては、保育園の管理運営委託料に施設管理に要する費用が含まれているため、ゼロ円となります。

続きまして、資料26ページ、一覧の下から4段目、健康福祉部所管の網走市農村環境改善センターにつきましては、令和7年11月5日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、施設の性質及び目的、地域と協働した保育園の運営や事業の継続性によりまして、令和8年度から令和10年度の3年間につきましても、引き続き網走市へき地はまなす保育園運営委員会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の債務負担額につきましては、保育園の管理運営委託料に施設管理に要する費用が含まれているため、ゼロ円となります。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定中、健康福祉部所管分についてついては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。ここで、古都委員が入場しますので、お待ちください。

[古都委員 着席]

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号中、教育委員会費、網走南ヶ丘高校定時制生徒通学手段確保事業について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案資料17ページを御覧願います。令和7年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、網走南ヶ丘高校定時制生徒通学手段確保事業について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございます。本事業は、網走南ヶ丘高校定時制課程に通学する生徒について、下校時間帯に路線バスの運行がなく、帰宅手段の確保が困難であるため、下校手段の確保と安全対策のため、乗り合いタクシーの利用料金を支援し、もって定時制通学生徒の利便性の確保を図ることを目的とした事業でございます。このたび、乗車利用人数及び1人当たりの利用回数の増加のため、当初予算に不足が生じることが見込まれることから、必要な経費を追加補正しようとするものであり、金額は150万円となります。

次に、2の補正額でございますが、事業費150万円の財源内訳につきましては、全額が一般財源となってございます。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 まず、乗車人数の増加というふうにありますけれども、何名を予定していて何名になって、その理由についてお伺いしたいと思います。

○里見達也学校教育課長 本年度の乗車生徒人数でございますけれども、当初の想定は、昨年度実績、令和6年度の実績が22名でございました。これに対して、令和7年度、新1年生の入学者を迎えることの利用の対象者につきましては、23名となっております。1名の増ということでございますが、ここにつきましては、人数だけではなく、月当たりの延べ利用回数が当初想定よりもかなり多くなっていたというところもございまして、増加の要因と考えているところでございます。

○金兵智則委員 人数的には1人しか増えてない

と。ただ、延べ利用回数が増えていると。1人当たりの利用回数が増加ということで延べ利用回数が増えているのだというふうに思うのですけれども、これ、どういった理由なのですか。

○里見達也学校教育課長 本支援事業につきましては、平成31年度から取組を開始している事業でございます。これまで大体、六、七年程度、実施をしてきておりまして、入学する生徒さん、それから保護者さんにもある程度、この支援の制度が周知をされているのではないかというところもございます。またそのほか、南ヶ丘高校定時制の入学生徒につきましても、年々増加をしているというところがございます。そういう背景から、総体の人数、対象人数は先ほど申し上げたとおり、前年度比較1名しか増えておりませんが、下校時の、今まで例えば送り迎えであったところについて、この乗り合いタクシーを使うようになったというところも、増加の要因ではないかと考えているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。これはそしたら別にその都度申請という形なのですね。最初から決まっているわけではなくて、何か1人当たりの利用回数増加というのがよくわからなくて、普通、使うなら毎日使うような気もしますし、何かその後の関係で月水金とかって決まっているのかもしれないですけれども、それが増えるというその辺の理由が送り迎えがなくなるといったことだけっていうような感じなんですかね。何かこの辺、理解ができなくて、1人当たりの利用回数の増加っていう、その辺の理由は別に押さえてはあんまりいないということなのですよね。

○里見達也学校教育課長 生徒一人一人の通知利用の実態といいましょうか、一人一人については、細かなところまでは把握ができておりますが、もともと乗り合いという性格もございますので、1台に複数4人ないし5人が同じ方向に乗って帰る这样一个のところもございますので、その全体の利用回数が伸びた这样一个のところかなと思います。

○高橋善彦学校教育部長 申し訳ありません。言つてみれば、要は帰る時間帯に使うというのが一般的というか、そのような事業でございますので、その際に、今は利用頻度が高まった这样一个のところが主な部分で、それまでは、比較的夜の時間帯に保護者が迎えに来るといったようなところで抑えられていたものが、比較的その夜の時間帯の部分で利用されるようになった这样一个のところが一番大きいかなという

ふうに分析をしております。

○古田純也委員長 他に。

○永本浩子委員 先ほど、令和6年が22人で令和7年が23人ということでお答えがあったのですけれども、これは、乗車をしている方の人数ということで、例えば、全体の定時制に通つらっしゃる方、全員が利用しているというわけではないかと思うのですけれども、その辺はどんな割合になっているのでしょうか。

○里見達也学校教育課長 この乗り合いタクシーの利用者につきましては、その年度の定時制に通う生徒さんの通学手段がどういったものかということによって、対象者というのを出しております。先ほど申し上げている乗り合いタクシー、下校時の利用者は、本年度23人ということですが、定時制課程全体の生徒数は53名となっているところですが、タクシー利用者23名、その他自動車、いわゆる送迎で通つていらっしゃる方が21名、それから徒歩での通学が5名、また、自転車やバイクなどで通っている方が4名となっておりまして、この通学手段の利用に対して、タクシーを使う方に対して支援をしているということでございます。

○永本浩子委員 わかりました。ほぼ半分弱の方がこういったことを利用して、これがあるから南高定時制に行こうかなっていうことにもつながっているかと思いますので、大事な事業とは思います。タクシーですので、距離によって金額っていうのがかなり変わってくるかと思うのですけれども、一番遠い方っていうのは、どの辺から来てくださっているのでしょうか。

○里見達也学校教育課長 本年度の生徒の通学の地域というところでございますが、市内から通っている23名につきましては、全て網走市内の生徒さんでございますが、ただ、郊外地区から通っている生徒さんがいらっしゃいまして、具体的には呼人、卯原内、それから浦士別地区というところがございまして、その乗り合いのルートでいくと、一番遠いところまで行くと、約18キロから20キロぐらいの距離を移動しているということでございます。

○永本浩子委員 一番遠いところ、浦士別とかってなるとかなりの距離かと思いますけれども、そこから、これがあるからということで多分、通つて来てくださっているかと思いますので、しっかりと定時制がなくならないように、こういったサービスも続けながらやっていただきたいと思います。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第1号中、学校教育部関係分につきましては、全会一致により、原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

○古田純也委員長 次に、報告第1号令和7年度一般会計補正予算に係る専決処分の報告中、指導奨励費、音楽教育振興事業補助金について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案資料の29ページ、資料6号を御覧願います。令和7年度一般会計指導奨励費、補正予算に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

1の補正及び専決処分の理由及び内容でございますが、このたび、網走小学校ブラスバンドが、去る10月25日に新潟県新潟市で開催をされました全日本小学生バンドフェスティバルに北海道代表2校のうちの1校として出場をいたしました。今回の全国大会には、児童31名、引率教員4名で参加をしてきておりますが、ブラスバンドは移動費や宿泊費のほか、楽器運搬費用、現地での練習時会場の借上料など、多くの費用負担が必要となるものでございます。このような特別な事情を考慮し、市といたしましても、参加者の費用負担を軽減するため、大会出場経費に対する助成金として、資料に記載のとおり、454万7,000円を追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長による専決処分をしたものでございます。

2の補正額でございますが、事業費454万7,000円の財源内訳につきましては、全額をふるさと寄附基金繰入金を活用いたしました。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3の専決処分年月日は令和7年10月17日付となつております。

最後に全国大会の出場結果でございますが、全国より22校の参加のうち、金賞9校に続く銀賞を受賞したものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 専決ですけれども、まず金額の内訳ってわかれば教えていただいてもいいですか。

○里見達也学校教育課長 454万7,000円の内訳でございますが、少々お待ちください。

○古田純也委員長 暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

○古田純也委員長 再開します。金兵委員の質疑に対する答弁から。

○里見達也学校教育課長 大変失礼いたしました。

今回の助成金454万7,000円の内訳でございますが、算定につきましては、体育文化振興費を基準に算定をしてきておりますけれども、まず交通費につきましては、移動の交通費につきましては、児童分で280万4,570円、それから、引率者分の交通費が30万1,410円。続いて宿泊費でございます。同じく児童と引率者別ですが、児童31名につきましては、120万9,000円、引率者分は11万7,000円でございます。それに加えまして、先ほど御説明でもありました楽器の運搬代というものがございます。これにつきましては、71万5,000円でございます。ただいま申し上げました金額を合計いたしますと、合計で514万6,980円という金額が算定をされます。この金額と今回の助成金450万7,000円の差額につきましては、大会出場に当たり、保護者等で組織をする大会出場実行委員会というのを組織されておりまして、こちらのほうで出場に係る寄附金を集め、また、壮行演奏会というものを10月14日に開催をしておりまして、そちらの収益なども今回の遠征費に充てているというところがございまして、それらを差引きした額を市として助成金として計上したという内訳でございます。

○金兵智則委員 わかりました。交通費、宿泊費については、体文振と同等の扱いだったと思うのですよね。保護者の方からのお金も含めて楽器運搬費が約71万と。これが総額ですから、そのうちの幾らかはちょっとわからないんですけれども、これちなみですけれども、体育文化振興費、もしプラスバンドだって大会に行けば、出ますよね。となったときには、そこは楽器運搬費とかっていうのは、見ていましたっけ。

○里見達也学校教育課長 中学校体育文化振興事業補助につきましては、吹奏楽も対象ではあります

が、その中ではこの楽器運搬費というものは、見ておりません。

○金兵智則委員 やっぱりその部分については、体育文化振興費ではなくて、違う方法で対応しているということですね。それと同等の扱いを小学生もしているという理解でいいということで理解をしたいと思います。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、報告第1号中、公立学校施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案資料の31ページを御覧願います。令和7年度一般会計公立学校施設災害復旧費、補正予算に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

1の補正及び専決処分の理由及び内容でございますが、本年9月21日の暴風により破損をした中央小学校の体育館の屋根を補修するため、係る経費を追加補正することとし、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長による専決処分をしたものでございます。金額は、工事請負費570万円でございます。

被害の状況でございますが、体育館の屋根のひさし部分の一部が強風により剥がれたものでございます。この破損による体育館内の雨漏り、雨水の吹き込みなどは確認をされず、応急処置により、学校の教育活動には支障のない状態でございましたが、損壊箇所が拡大することのないよう、補修工事を行つたものでございます。

2の補正額でございます。歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりでございます。

なお、財源の内訳ですが、国庫補助金として380万円、市債190万円としております。国庫補助金は、国の公立学校施設災害復旧事業費補助金を見込んでいるところでございますが、現時点では、この決定は未確定となっておりまして、今後の国による災害状況の査定結果によっては、交付決定とならない可能性もございます。その場合においては、570万円の全額を市債により賄うこととし、財源補正を行う予算案を改めて上程させていただきたいと考えております。

3の専決処分年月日は令和7年10月17日付となっております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 1点確認だけだったんですけれども、たしか今回の専決処分は別に構わないと思うのですけれども、この後、この専決した後にもう一度暴風が吹き荒れたときがあったと思うのですけれども、それによる被害とかはなく、この復旧で終わるという見込みでいいのでしょうか。

○里見達也学校教育課長 今委員おっしゃられますとおり、9月21日の後に10月にも同じく強風の影響がございましたが、学校施設につきましては、9月の中央小学校のような施設の破損というものは確認をされず、倒木ですとか、そういった細かなところの被害があったというふうに押さえております。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

報告第1号令和7年度網走市一般会計補正予算に関わる専決処分の報告中、学校教育部関係分につきましては、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

○古田純也委員長 次に、議案第1号中、スポーツ振興費、スポーツ振興奨励金事業について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料18ページを御覧ください。令和7年度一般会計、スポーツ振興費、スポーツ振興奨励金事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、スポーツ振興補助金は、昨年度までは人数区分があり、それに基づきまして金額を設定し交付しておりましたが、本年度より1人当たりの交付に見直しをしたことによりまして、助成額が増加し、当初の予算額を上回る金額となることが見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。追加補正の内容としましては、少年団等が全道大会及び全国大会へ出場する際の奨励金として200万円を追加補正するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算を記載のとおりで、補正前の額220万円、補正額200万円、補正後の額420万円。財源は、全額一般財源でございま

す。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第1号中、スポーツ振興費、スポーツ少年団等活動支援事業について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料19ページを御覧ください。令和7年度一般会計、スポーツ振興費、スポーツ少年団等活動支援事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、全道・全国大会出場に係る遠征費を補助する本事業におきまして、件数の増加及び交通費等の遠征費の増加により、当初の想定を上回る金額となることが見込まれますことから次の経費を追加補正するものであります。追加補正の内容としましては、少年団等が全道大会及び全国大会等へ出場する際の遠征交通費等の活動助成金として250万円を追加補正するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算は記載のとおりで、補正前の額650万円、補正額250万円、補正後の額900万円。財源は、基金繰入金250万円でございます。歳入予算は、全額ふるさと寄附基金繰入金で記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定中、社会教育部所管分について、議案第1号中、債務負担行為補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、古都委員の退席を求めます。

[古都委員 退席]

○佐藤潤一スポーツ課参事 議案資料26ページを御覧ください。資料4号の一番下の網走市西地域プールにつきまして御説明いたします。

令和7年11月5日開催の指定管理者合同選定委員会におきまして、網走市西地域プールの指定管理者として、網走市西地域プール管理運営委員会を選考いたしました。委託の期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間となっております。6年間の管理委託料の債務負担行為限度額は

1,917万5,000円となっております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○金兵智則委員 6年ぶりというか、6年たったのでということなんだと思うのですが、委託料は、6年前と比べて間違いなく上がっているのですけれども、どれぐらい上がっているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤潤ースポーツ課参事 令和2年から令和7年までの6年間の委託料が1,588万8,000円に対して、令和8年度から令和13年度までの6年間で1,917万5,000円、増額としては、328万7,000円の増額という形となっております。

○金兵智則委員 6年間で300万ですから、ざっくり50万ぐらいずつ年間だと上がるのですけれども、光熱費等々、燃料費等が6年前と比べても大幅に上がっているといった中で、お話し合いをした上でこの金額ということなんだと思うのですが、間違いなく、中間年で見直しっていうのはあるのは重々わかっている中で、足りるのでしょうか。

○佐藤潤ースポーツ課参事 光熱水費、燃料費も増額しておりますが、大きいところとしては、管理員の人事費等が大きな増額要因となっております。今回の選定の前に管理運営委員会のほうから申請書を出していただきまして、6年間の收支見込みというのも作成していただいております。その中では、特に足りなくなるということでの相談は受けていないう状況です。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

議案第4号網走市公の施設に係る指定管理者の指定中、社会教育部所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

ここで古都委員が入場しますので、お待ちください。

[古都委員 着席]

お諮りします。

議案第1号令和7年度網走市一般会計補正予算中、社会教育部関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいで

しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、報告第1号中、社会教育施設災害復旧費、社会教育施設災害復旧事業について説明を求めます。

○佐藤潤ースポーツ課参事 議案資料32ページを御覧ください。令和7年度一般会計、社会教育施設災害復旧費、補正予算に係る専決処分について御説明いたします。

1の補正及び専決処分の理由及び内容についてですが、本年9月21日の強風により破損した網走市総合体育館第1体育室の屋根の改修工事を行う経費を追加補正することとし、また、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。金額は、工事請負費3,850万円となります。

被害の状況でありますが、総合体育館第1体育室の屋根の一部が強風により剥がれたもので、10月3日に、応急修繕として剥がれた屋根材の撤去及び漏水の養生を実施しておりますが、本補正予算によりまして、破損した屋根の本修繕を行うものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算は記載のとおりで、補正前の額ゼロ円、補正額3,850万円、補正後の額3,850万円。補正額の財源内訳は、市債3,850万円でございます。歳入予算は、文教施設災害復旧債が、補正前の額ゼロ円、補正額3,850万円、補正後の額3,850万円でございます。

3の専決処分年月日は、令和7年10月17日付となっております。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 先ほどの学校のほうで聞いたのと同じとおり、10月にあった部分での新たな補修が必要になったりというのはなく、この専決の部分で賄えると、しっかりと直せるという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤潤ースポーツ課参事 まず9月の強風により被害のありました屋根につきましては、10月に屋根材の撤去等を行っておりますが、その際に、切れ目の部分については、押さえるようお願いをしておりまして、その後の強風のときには、そこには影響は

なかつたものでございます。先ほどと同じように運動公園内の倒木等はありましたが、それ以外の被害というのはなかつた状況です。

○金兵智則委員 これまだ、工事はこれからということなんでしょうか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 屋根材、必要な資材の納品に時間がかかるておりまして、請負業者からは、来週から足場等の工事を始めるということで聞いております。

○金兵智則委員 となると、年内ぐらいにはぎりぎり間に合うか間に合わないかぐらいですかね。雪降ってしまったので、雪が工事が終わらない間に何か悪さをするようなことがないといいなと思うのですが、その辺のスケジュール的なものっていうのはどんな感じですか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 来週からまず足場等の工事が始まるんですけれども、本工事を含めると1月中になるというふうに聞いております。

○金兵智則委員 わかりました。やれないからその時期になってしまふわけですから、そこを早くしてくださいって言うわけにはいかないんですけれども、ほかに何か波及しなければ、雪が積もってそれが解けて、それが雨漏りになってしまったとかっていうのがないように、点検みたいなものはこまめに、工事が終わるまではやっていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤潤一スポーツ課参事 10月に漏水の養生等を実施しておりますが、現在でも、正直、雨漏りが數か所はある状況でございます。そういうところ、どうしても滑る部分もありますので、日頃から注意しているところと、この後、雪が降ってきたときに雨漏りの仕方っていうところも変わってくる可能性もありますので、そういうところを十分注意したいと考えております。

○古田純也委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

お諮りします。報告第1号中、社会教育部関係分につきましては、全会一致により、報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時35分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

次に、今定例会に付託されました要請、継続審査となっている要請について審査いたします。初めに、最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書提出要請について審査をいたします。

皆様の御見解をお示しください。

○永本浩子委員 提出者の村椿議員がいらっしゃいますので確認なんですけれども、この最高裁の判決ですけれども、当時の引下げが、ゆがみ調整のほうは、違法とはされずに、デフレ調整のほうだけが違法であるという判決が出て、その当時マイナス4.7%の引下げとしていたものを消費実態に基づいた調整ということで計算をし直して、マイナス2.49%ということにして、その差額を返却するみたいな形になっているようですけれども、そういったことも含めて、どこまで返却ということになるんでしょうか。

○古田純也委員長 ただいま永本委員のより、このたびの要請を提出された村椿議員に質問の回答を求めてをしているのですが、各委員の皆さん、承諾してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、承諾を受けましたので、提出者である村椿議員。

○村椿敏章議員 まだ議論をしているというか、言っているところの内容がよく私もつかんでいなかつたというのが現状ですが、ただ今回、私が意見書の採択を求めるのは、最高裁の判決では、違憲としているところですから、それを速やかに動いてほしいと。そういう意味で、意見書の採択をお願いしたいと考えているんです。なので、そこについて私からは答えられないという状況です。大変申し訳ありません。

○永本浩子委員 デフレ調整に関しては違憲ということで、違憲の結果を踏まえて、厚労省が専門委員会を設置して対応を検討して、また新たな、消費実態に基づく減額率っていうのを4.7%から2.49%ということで、返却される金額が少し減ってしまうというような状況に今なりつつあるというところかと思うんですけども、動きに対してもということで、知らないんですね。

○村椿敏章議員 言っている意味、よくわかりました。そういう動きになっているという、改善されていく動きになっているのではないかということです

ね。それについては、いい動きだとは思いますけれども、そこをまた後押しする上でも、ぜひ網走市議会として採択していただきたいという考えです。

○永本浩子委員 違憲となったものですので、できれば、私としても2.49%とかっていうことではなく、その当時、引下げられたデフレ調整に関しては、きちんと全額返すべきではないかなとは思っております。

一つちょっと引っかかるのが、通知の作成、発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定されます。自治体に過剰な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきって、本当に自治体に過剰な負担はかけてもらいたくないなっていうのは、私も本当にそのとおり思うのですけれども、果たして自治体の負担なく、国だけで12年から10年前の生活保護世帯の対象になった方々の行方をきちんと掌握して、それぞれにお金を返すということができるものなのかなうなのか。その辺、ちょっとお聞きしたいなと。

○結城慎二健康福祉部長 この課題については、國のほうで永本委員がおっしゃったとおりの流れで厚労省に設置された会議の中で一定の方向性が出て政府としても方針を定めつつある状況だというふうには承知しております。まだ具体的に、どのような形になるのか、原告に加わっている方とそうでない方の差の問題だとか、まだ課題として残っているというふうには承知しております。お問合せの自治体の負担なく支給することができるかどうかということですが、個人的な主觀にもなってしまうんですが、感覚的に言うと、自治体が全く手をかけずにお金を返還していくってことは、できないと思います。あくまでも実施主体は自治体が行うことになると思います。法定受託事務ですから、こちらは。

○永本浩子委員 結局、全員がマイナンバーカードで口座とひもづけしていれば、本当に手間なく、そういう作業もできるかもしれないんですけども、どうしても自治体のほうへの負担っていうのは、なしではできないことなのではないかなと思いますけれども、違憲になった部分は、私としては、返却すべきだとは思っておりますので、そういう引っかかりはありますけれども、採択をしたいと思います。

○古田純也委員長 その他の委員の皆様、一緒によろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

お諮りします。

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書提出要請については、全会一致により、採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定しました。

○古田純也委員長 次に、安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書提出要請について審査いたします。皆様の御見解をお示しください。

○平賀貴幸委員 書いている趣旨は、基本的には理解できるところでありますので、採択した上で、利用控えにつながらないような、介護保険制度の維持はやっていただきたいと思いますので採択で。

○永本浩子委員 介護保険、本当にこれから必要とする方が相当数、増えてくるというような予想ができるところですので、そういう方たちが利用できなくなるっていうのは、いいことではないと思っておりますけれども、これから2025年問題で団塊の世代の方たち全員75歳以上になりますし、今後、2040年に高齢者の人口がピークを迎えるということで、介護サービスの需要というのは、さらに増加する一方で、この生産年齢人口というのは、急速に減少する中で、現役世代にのしかかるこの負担を減らしていくとともに、とても大事な課題なのではないかなと思っております。

ここで挙げられている、利用料2割負担の対象拡大に関しては、一定の所得がある人に負担増をお願いすることは避けて通れないことではあるんですけども、本当に物価高で今やるっていうのは、なかなか難しいのではないかなという。ケアプランの有料化というのは、少し厳しいっていうのと、ケアマネさんに結局お金を払っているんだから、もっとちゃんとサービスしろ的な過剰なサービスを求められる結果になったりする可能性もあり、また、ちょっとこれにも、私も考えざるを得ない。要介護1・2の生活援助の保険給付外しってなっていますけれども、これは市町村事業への移行をということなので、必ずしもサービスの縮小につながるとは言えないと思うんですけども、サービスの内容が市町村の財政状況等によって大きく影響を受けやすいので慎重に考えるべきではないかと思っております。また網走市内の介護事業所を運営しているスタ

ッフの責任者や、経営者の方にもいろいろ話を聞いたときも、要するに介護人材に対する介護職員の賃金引上げというのは、大事なことなんですけれども、それだけではなく、今やってくださっている介護人材の方たちが高齢になってきていて、前のように動けない、募集をかけても介護人材が集まらない、そのために満床にできない。稼働できる部屋数が限られてしまって、そうすると収益も上ががらなくて、経営としてもとても厳しくなってそれでやめざるを得ないところも出てくる。最終的な解決策になったのが、外国人材を入れることによって、そこは少し前に進めたっていうことがあるので、この意見書の中の「要介護1・2の生活援助の保険給付はずし」っていうところを「市町村事業への移行」というふうに変えていただいて、最後の下から3段目の「利用者負担の増加につながる見直しは行わない」ではなく、収入の多い方にはやはり一定の負担をしていただけるっていう方向も必要かなと思いますので「極力」、そして、介護職員の賃金引上げなどの処遇改善を行うことにプラスして、「外国人を含む介護人材の育成」ということを入れてもらえば、私としては採択したいと思っております。

○古田純也委員長 永本委員のほうから、意見書の内容を変えて採択できるという形なんですけれども、その他の議員、委員の皆さんのお見はどうですか。提出議員の村椿委員、今の永本委員の考え方について、いいですか。

○金兵智則委員 状況見ていると僕自身も採択でいいというふうには思っているので。ただ、採択に当たっては意見書案の訂正というか、修正っていうものをしていただきたいという委員がいらっしゃいますので、それでまとまるのであれば、それで通過をさせていくという以上のはないのだと思うんですが。

○古田純也委員長 では、お諮りします。

安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書提出要請につきましては、意見書提出内容、一部改善した上で採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

○古田純也委員長 次に、継続審査となっていたOTC類似薬の保険適用外を行わないことを求める意見書提出要請について審査いたします。

こちらの要請は、今回で2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は、審議未了・廃案となります。採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。皆様の御見解をお示しください。

前回、永本委員が継続を。

○永本浩子委員 このOTC類似薬の保険適用除外ということですけれども、OTC薬になってしまふと、どうしても自己負担が増えるということはあり得ると思います。ただ、この増え続ける医療費の削減は何かやっていかないと、本当に国民皆保険制度自体も崩れざるを得なくなってしまうという部分も見えますので、何を見直すかっていうところに、子供とか慢性病院の方とか、低所得の方の患者負担を配慮すべき項目に明記してもらうということで、公明党としても賛成したという経緯もあります。またメリットとしては、増え続ける医療費の削減にもつながるということと、OTC類似薬のみを処方してもらうために来ている軽症の方が受診を控えることによって、医師の負担が減り、より重症になる重症な患者や専門性の高い医療に限られた医療資源を投じができる、医師の働き方改革にも通じる、自分の健康に責任を持って意識を高めていくセルフメディケーション意識が高まるということ等、そしてまた、土日祭日など、医療機関に受診できないときも薬を入手できる。また、医療機関が空いている時間が仕事の時間帯で受診できない方も、薬を入手できるという、良い点もあるということで、私としては、不採択ということで。

○古田純也委員長 今回も、永本委員の意見が変わらないということで、意見の一一致を見なかつたということで、審議未了・廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

ここで、理事者退室及び意見書配布のため、暫時休憩します。

午後1時55分休憩

午後1時59分再開

○古田純也委員長 それでは、再開いたします。

意見書の内容をお配りしましたので、内容を確認していただきたいと思います。

○古都宣裕委員 意見書の2枚目のほう、介護を受けられるよう制度の改善を求める意見書なんですけれども、今こちらに来ている赤字で。最初にあった「必要な介護人材の育成など」のほうだったら、私

は採択できるんですけれども、ここはやっぱり「外国人を含めて」ってわざわざ入れる必要性がなかつたのではないかなと思います。

○古田純也委員長 休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時02分再開

○古田純也委員長 再開いたします。

古都委員のほうから、お配りしました意見書の中身を一部訂正して再度、皆さんに送り直して、「外国人を含む介護人材」の部分を「必要な」という表現に変えて、意見書をお配りします。それで、皆さんよろしかったですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書、安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び行政関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

午後2時03分閉会